

「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」について

1 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）」（以下「自動車 NOx・PM 法」^{※1}という。）第 7 条及び第 8 条

※1 自動車 NOx・PM 法について

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の汚染が著しい特定の地域（対策地域^{※2}）において、

- ・ 総量削減に関する基本方針（国）及び計画（地方公共団体）の策定
- ・ 当該地域に使用の本拠の位置を有する一定の自動車に係る排出基準の設定（国）
- ・ 排出抑制のための所要の措置（国、地方公共団体、事業者等）

等により、大気汚染防止法による措置等と相まって、環境基準の確保を図り、国民の健康の保護と生活環境の保全を目的としています。

※2 対策地域

自動車の交通が集中している地域で大気汚染防止法の規定による措置のみによっては、大気環境基準の確保が困難であると認められる地域として、三重県北勢地域の 6 市町が平成 13 年 12 月に指定されました。

三重県内対策地域

- ・ 四日市市
- ・ 桑名市（旧多度町を除く）
- ・ 鈴鹿市
- ・ 川越町
- ・ 朝日町
- ・ 木曾岬町



図 1 自動車 NOx・PM 法対策地域

(2) 計画で定めるべき事項

- ・ 対策地域において事業活動等に伴って発生し、大気中に排出される窒素酸化物や浮遊粒子状物質の総量、環境基準達成のための削減目標量及び計画の達成の期間並びにその方途

・自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針（以下「方針」という。）に基づき定めるとされています。

(3) 協議会等

この計画に定められるべき事項について調査審議するため、自動車 NOx・PM 法第 10 条第 1 項の規定に基づき都道府県知事、都道府県公安委員会、関係市町村（特別区を含む。）、関係地方行政機関及び関係道路管理者を含む者で組織される協議会を置いています。その組織・運営を含めて必要な事項は、自動車 NOx・PM 法第 10 条第 2 項に基づく三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画策定協議会条例（以下「条例」という。）で定めています。

また、上述の委員を補佐し総量削減計画案の作成その他について調査審議するため、条例第 8 条に基づき幹事会を設置しています。

2 計画策定の経緯

三重県は、自動車 NOx・PM 法に基づき、旧「三重県自動車排出窒素酸化物等総量削減計画」（以下「旧総量削減計画」という。）（計画期間：平成 15 年度～平成 22 年度）を定め、平成 15 年 8 月 8 日に公告しました。

旧総量削減計画が平成 22 年度に終了することから、国は「平成 32 年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保する」ことを目標として平成 23 年 3 月の総量削減基本方針の変更を行い、三重県は新たな総量削減計画（計画期間：平成 23 年度～平成 32 年度）を定め、平成 25 年 3 月 29 日に公告しました。

（現総量削減計画策定に係る経過）

平成 23 年 8 月 4 日	第 1 回幹事会（現況報告）
10 月 3 日	第 2 回幹事会（素案説明）
12 月 21 日	第 3 回幹事会（中間案検討）
平成 24 年 3 月 22 日	第 4 回幹事会（中間案確定）
6 月 29 日～7 月 30 日	パブリックコメント
10 月 17 日	第 5 回幹事会（最終案審議）
平成 25 年 1 月 29 日	協議会（会長：知事）（最終案確定）
3 月	環境大臣へ協議
3 月 29 日	総量削減計画を定め公告

3 計画の概要

- (1) 計画期間 平成 33 年 3 月 31 日まで
- (2) 計画の目標

- ・平成 27 年度までに、すべての監視測定局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準達成
- ・平成 32 年度までに、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気環境基準を確保
(国の総量削減基本方針における目標と同様)
- ・目標達成のために、各種施策を実施し、対策地域から発生する窒素酸化物及び粒子状物質排出量を以下の量に抑制

表 1 窒素酸化物及び粒子状物質排出量に係る目標量

総量の区分		窒素酸化物 排出量 (t/年)	粒子状物質 排出量 (t/年)
平成21年度 (現状)	① 対策地域内における事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出される総量〔1号総量〕	16,757	2,270
	② ①のうちの自動車排出総量〔2号総量〕	5,233	303
平成27年度 (中間目標)	③ ⑤の達成に向け平成27年度までに達成すべき総量	15,185	2,182
	④ ③のうちの自動車排出総量	3,756	220
平成32年度 (目標年度)	⑤ 対策地域内において、大気環境基準を達成するため、事業活動その他の人の活動に伴って発生し、大気中に排出できる総量〔3号総量〕	14,157	2,123
	⑥ ⑤のうちの自動車排出総量〔4号総量〕	2,787	163

(3) 計画達成のための方途

①自動車単体対策の強化等

(ポスト新長期規制、車両の点検・整備の徹底 等)

②車種規制の実施及び流入車の排出基準の適合車への転換の促進

(車種規制の適正かつ確実な実施、適合車への繰り上げ代替 等)

③低公害車の普及促進

(普及拡大、燃料供給施設の整備 等)

④交通需要の調整・低減

(自動車使用の合理化、適切な輸送機関の選択 等)

⑤交通流対策の推進

(交通の分散や交通渋滞の解消、総合的な駐車対策の推進 等)

⑥局地汚染対策の推進

(地域の実情に応じた効果的な措置)

⑦エコドライブ等の普及啓発活動の推進等

(普及促進、アイドリング・ストップ運動の推進)

